

○安来市市産木材利用促進補助金交付要綱

令和３年４月１日

告示第７９号

（目的）

第１条 市は、市産木材の利用を促進し、地域の林業活性化、木材産業の振興及び雇用創出を図るため、安来市市産木材利用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成１６年安来市規則第５３号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１） 市産木材 市内の森林で生産され、島根県木材協会安来支部（以下「木協支部」という。）の会員が市内で製材又は加工した木材をいう。

（２） 建築物等 次のいずれかに該当する建築物及びこれに付随する外構工作物であって、売買目的以外のものをいう。

ア 自らが居住又は使用する住宅（店舗併用住宅を含む。）及び住宅附属建物（住宅と同一敷地内にあって、住宅と構造を別にする倉庫、車庫、便所等の独立して居住し得ない建築物をいう。）

イ 主に居住以外の用途に供する事務所、店舗等又は執務、作業、保管、集会その他これらに類する目的のために継続的に使用する民間建築物

（３） 新築 建築物等のない更地に建築物等を建てることをいう。

（４） 増改築 既存の建築物等の床面積を増加させること又は既存の建築物等の一部若しくは全部を除却し、これと用途、規模及び構造が同一の建築物等を建てることをいう。

（５） 修繕 老朽化又は棄損した建築物等の機能の一部又は全部を回復させるために建築物等の改装工事を行うものをいう。

（６） リフォーム 既存の建築物等の床面積を変更せずに、建築物等の内装及び外装又は外構の改装工事を行うものをいう。

(7) 建築用材 建築物等の新築、増改築、修繕又はリフォームのために使用する全ての木材とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内に建築物等を新築、増改築、修繕又はリフォーム（以下「建築工事等」という。）を行う者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市税等を滞納している者を除く。

(1) 市内に住所を有する者（建築工事等に伴い市内に転入する予定である者を含む。）

(2) 市内に事務所又は事業所を有する事業者（市内に新たに非住宅建築物を建築する市外事業者を含む。）

(補助対象)

第4条 補助金の交付の対象となる建築工事等（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 建築用材として使用する市産木材の使用量が 1m^3 以上であること。

(2) 政治活動又は宗教活動を目的とした建築物等でないこと。

(3) 当該建築物等に使用する木材について、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づく合法性の確認がなされていること。

(補助金の額及び限度額)

第5条 補助金の額は、建築用材に使用する市産木材（小数点以下第2位を切り捨てた数値）に 1m^3 当たり3万円を乗じて得た額とする。ただし、1戸当たり30万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、市産木材利用促進補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる場合にに応じて、当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 新築又は増改築の場合 次に掲げる書類

ア 建築確認済証又は建築工事届の写し

イ 市産木材使用量が確認できる工事契約書又は見積書の写し

ウ 設計図（平面図）の写し

エ 補助事業者の住民票の写し又は営業証明書

オ 市税の滞納がないことを証明する書類（建築物等の新築又は取得に伴い市内に転入を予定する者又は市内に新たに非住宅建築物を建築する市外事業者にあつては、現住所の市区町村において賦課された税の滞納がないことを証明する書類）

（２） 修繕又はリフォームの場合 次に掲げる書類

ア 施工前の工事箇所写真

イ 市産木材使用量が確認できる工事契約書又は見積書の写し

ウ 設計図（平面図、見取図等）の写し

エ 補助事業者の住民票の写し又は営業証明書

オ 市税の滞納がないことを証明する書類

（交付の決定等）

第 7 条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、市産木材利用促進補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により補助事業者へ通知し、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、市産木材利用促進補助金実績報告書（様式第 4 号）に、次に掲げる書類を添えて市長へ提出するものとする。

（１） 木協支部の会員が作成する安来市産木材使用証明書（様式第 3 号）

（２） 木材市場又は市内素材生産者が発行する木材取扱票の写し（出荷年月日及び購入者が分かるもの）

（３） 市産木材の納材時の現場写真、建築物等の工事中及び完了後の写真（修繕又はリフォームの場合は、施工箇所の分かるもの）

（補助金額の確定）

第 9 条 市長は、前条の実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、

市産木材利用促進補助金確定通知書（様式第5号）を補助事業者に通知するものとする。

（交付決定等の取り消し）

第10条 市長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定額の全部又は一部を取り消すものとする。

（書類の保管）

第11条 補助事業者は、補助事業にかかる証拠書類等を補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に、この告示の規定に基づき補助金の交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月23日告示第60号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第65号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第80号の2）

この告示は、令和6年3月29日から施行する。

附 則（令和8年3月31日告示第60号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。